

## 令和5年第15回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年4月20日(木)			午後5時00分から	午後5時30分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員			
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長			
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案25号	期日前投票管理者、期日前投票立会人の変更に伴う追加選任について			決定
	議案26号	投票管理者および投票立会人の変更に伴う追加選任について			決定
	議案27号	選挙立会人の決定について			決定
	報告15-1	選挙立会人事務打合せ会について			了承
委員長	これから令和5年第15回の定例会を開会いたします。				
	<b>&lt;期日前投票管理者、期日前投票立会人の変更に伴う追加選任について&gt;</b>				
委員長	議案第25号 期日前投票管理者、期日前投票立会人の変更に伴う追加選任について、事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>議案第25号をご覧ください。杉並議会議員選挙における期日前投票管理者及び立会人に変更がありましたので、選任するとともに、期日前投票管理者については告示を行います。</p> <p>根拠法令については、議案第25号に記載の通りです。</p> <p>期日前投票管理者の変更については、天沼区民集会所の管理者が変更となります。</p> <p>また、期日前投票立会人の変更については、西荻南区民集会所と天沼区民集会所が変更になります。</p> <p>告示については、告示文案のとおり、期日前投票管理者選任の告示を行うものです。告示日は本日付となります。</p> <p>以上、議案第25号の説明となります。</p>				
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。				
一同	(特になし。)				
委員長	それでは、議案第25号は決定でよろしいでしょうか。				
一同	異議なし。				
	<b>&lt;投票管理者および投票立会人の変更に伴う追加選任について&gt;</b>				
委員長	続いて、議案第26号 投票管理者および投票立会人の変更に伴う追加選任に				

	ついて、事務局から説明をお願いします。
局長	第 27 投票区と第 66 投票区の投票管理者および投票立会人が、議案第 26 号に記載のとおり変更となります。 根拠法令は、公職選挙法第 37 条及び第 38 条と公職選挙法施行令第 25 条です。こちらも本日付けで投票管理者選任の告示を行います。 以上、議案第 26 号の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。
一同	(特になし。)
委員長	それでは、議案第 26 号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<b>&lt;選挙立会人の決定について&gt;</b>
委員長	次に、議案第 27 号 選挙立会人の決定について、事務局から説明をお願いします。
局長	議案第 27 号をご覧ください。杉並区議会議員選挙の選挙立会人についての根拠条文は、公職選挙法第 76 条の規定により準用をする法第 62 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 70 条の 2 です。 選挙立会人の申請は別紙のとおり 23 名ありましたので、この 23 名の中からくじで選挙立会人を選ぶ形になります。 以上、議案第 27 号の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。 質問ですが、23 人を何人に絞り込むのかや、同じ政党等に所属する選挙立会人は何名までいてよいのか等、選挙立会人を決定する仕組みを教えてくださいませんか。
局長	まず、選挙立会人の人数についてですが、公職選挙法第 76 条及び第 62 条第 2 項より、選挙立会人の届出のあった者が 10 人を超えないときは、その者を選挙立会人としませんが、10 人を超えるときには、くじで定めた者 10 人をもって選挙立会人として定めます。 次に、政党等の制限についてですが、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、3 人以上選挙立会人となることができないと規定されておりますので、くじで同一政党の方が 3 人選ばれたときには、その 3 人の中から 2 名を選ぶくじを行う必要があります。
委員長	どの選挙でも選挙立会人は 10 人が上限なんですか。下限はあるのですか。
局長	3 人以上 10 人以下での選任となります。
委員長	そうすると、くじで定めた者 10 人の中に同一政党に属する者が 3 人いた場合には、さらにくじで 2 名を選ぶため、結果 9 人になりますが、10 人にするために 1 人繰り上げたりするのですか。
局長	9 人のままとなります。
委員長	他にご意見やご質問はありませんか。無いようでしたら、今回くじを引くのは選挙長になりますので、小井委員からくじの宣言をお願いします。

小井委員	はい、それでは選挙立会人を決めるくじを始めます。 事務局からくじの方法について説明してください。
選挙法規 担当係長	杉並区議会議員選挙の選挙立会人は、本日午後 5 時までに出出があった者が、お手元にお配りしました一覧の通り 23 人となっております。出出のあった者が 10 人を超えますので、公職選挙法第 76 条において準用する第 62 条第 2 項の規定により、選挙長が選挙立会人を定めるくじを行うものです。くじは同色同形のくじ棒を用いて行います。出出のあった立会人の数と同数のくじ棒を選挙長に検認していただきまして筒に入れます。事務局長が出出のあった候補者の名前を読み上げ、同時にくじ棒を引いていただき、引いたくじ棒の番号をその候補者の出出にかかる者の番号とし、当該番号が 1 から 10 までの者を選挙立会人とします。 なお、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の出出にかかる者が 3 人以上いる時は、公職選挙法第 76 条において準用する第 62 条第 4 項の規定により、同様の方法によって 2 人を定めます。
小井委員	それでは、令和 5 年 4 月 23 日執行の杉並区議会議員選挙における選挙立会人については、出出が 23 人であったので、出出のあった者からくじにより立会人を決定します。
選挙法規 担当係長	では、くじ棒の検認をお願いいたします。
小井委員	1 番から 23 番までであることを確認しました。
局 長	それでは、私が出出番号と候補者名を読み上げますので、その後にくじを引いていただければと思います。
	(出出番号 1 番から 23 番まで順にくじを引く)
選挙法規 担当係長	以上ですべてのくじを引き終わりましたので、1 番から 10 番までのくじの結果を読み上げます。ご確認をお願いいたします。
	(くじの結果の読み上げ)
選挙法規 担当係長	くじの結果の確認が終わりましたので、抽選録への署名をお願いします。
	(各自抽選録への署名)
小井委員	ただいま読み上げのあった者をもって区議会議員選挙の選挙立会人と決定いたします。これをもちまして、くじを終了いたします。
委員 長	それでは、議案第 27 号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<b>&lt;選挙立会人事務打合せ会について&gt;</b>
委員 長	次は、報告事項 15-1 をお願いします。
局 長	選挙立会人事務打ち合わせ会次第をご覧ください。 これは 4 月 22 日午後 2 時から区役所の会議室で行います。 選挙長にはご挨拶をいただきます。その後、委員と事務局職員の紹介をし、立会人に選ばれた 10 名の方にそれぞれ自己紹介をしていただきます。開票所での立会人席については、立会人のみなさまにご同意いただければ、くじを引かずに決定したいと考えております。

	<p>選挙立会人の事務については、注意事項等を事務局から説明をして、閉会という流れになります。</p> <p>以上、報告事項 15-1 の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。</p>
小井委員	<p>選挙立会人の方には、何かお渡しするものはあるのですか。</p>
局長	<p>選挙立会人証を渡します。これを持って、開票所にお越しいただきます。</p>
委員長	<p>報告 15-1 についてはよろしいですか。</p>
一同	<p>報告了承。</p>
	<p><b>&lt;その他&gt;</b></p>
委員長	<p>本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。</p>
局長	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。</p>
局長	<p>次回は 4 月 25 日の火曜日、定例会となります。内容は、選挙結果等の議案が予定されております。</p> <p>(議題書に沿って、4 月 22 日以降の日程を確認)</p>
委員長	<p>その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。</p>